

2020 年度

AEAJ 施術報告サポート制度 募集要項

公益社団法人 日本アロマ環境協会 (AEAJ)

趣旨：公益社団法人 日本アロマ環境協会 (AEAJ) では、アロマ環境およびアロマセラピーに関する学術研究の振興を通じて、アロマ環境の保全と創造を図り、アロマセラピーの健全な普及と発展を図るため、広く研究・調査や施術報告を募り、将来にわたってアロマ環境の保全・創造とアロマセラピーの健全な普及と発展に貢献すると認めた場合に、研究費の支援をします。

1. 申請要項

支援対象	<ol style="list-style-type: none">1. 現在および将来にわたってアロマ環境（自然の香りある豊かな環境）の保全・創造およびアロマセラピーの健全な普及・発展に寄与することが明らかと思われる研究や施術報告。2. アロマセラピーを利用した美と健康の維持・増進に関連した研究や施術報告を歓迎します。
支援対象外	<ol style="list-style-type: none">1. 動物実験 (<i>in vivo</i>) を行う研究（ただし、ヒトを対象とした臨床研究は支援対象となります）2. 合成成分・合成香料に関する研究3. 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究4. 海外で行う研究
申請種別	施術報告：アロマセラピートリートメントで得られたケースレポート
支援金額	10 万円以内（税込） ※「4.申請書記入上の注意点」の「申請種別」および「5.支援金の交付について」を参照
研究期間	最終報告書の提出を含め、原則として1年以内。
申請対象者	<ol style="list-style-type: none">1. AEAJ 会員かどうかは問いません（会員の方は会員番号を申請書にご記入ください）。2. 申請は原則、1名につき年間1件とします。3. 学生および大学院生、研究生の申請は不可とします。4. 申請者は、AEAJ 認定アロマセラピストまたはそれに準じる資格を有することを必須とします。

2. 申請方法

申請方法	<ol style="list-style-type: none">1. 所定の申請書に必要事項を記入し、郵送で提出してください。2. 申請書の記入欄が足りない場合は、欄を追加してください。3. 提出された申請書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。
提出書類	<ol style="list-style-type: none">1. 申請書2. 利益相反に関する開示書3. インフォームドコンセントの説明書および同意書（「4.申請書記入上の注意点」の「インフォームドコンセント」参照）
受付期間	2019 年 8 月 19 日～10 月 31 日（当日消印有効）
提出方法	書面原本での提出のみ（電子メールや FAX での受付は不可）※ホチキス止め不要
送付先	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 12 号 S-FRONT 代々木 7 階 （公社）日本アロマ環境協会 研究開発課宛

3.申請スケジュール

申請	申請書を AEAJ で受理後、受領メールをお送りします。 ※AEAJ 宛申請書発送日より 10 日後までに受領メールが届かない場合は、ご連絡ください。
審査	審査は当協会審査委員会で行います。
審査結果	申請者全員に 2020 年 1 月下旬頃に書面（郵送）にてお送りいたします。 <u>なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますので、予めご了承ください。</u>
以下、採択の場合	
合意書の締結	採択の場合は、当協会指定の合意書を締結していただきます。
最終報告	研究期間内に、最終報告書と会計報告書を提出してください。 なお、研究支援金の残金が生じた場合は、AEAJ が会計報告書を確認した後に残金を返還していただきます。
支援金の交付	<p>【機関経理の場合】 ※大学等の研究機関のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 合意書の締結後、研究代表者は「研究支援金振込先通知書」を提出するものとします。AEAJ は「研究支援金振込先通知書」の提出された月の月末に指定口座に支援決定金額を交付します。（前払い） <p>【個人経理の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究終了後、研究代表者は最終報告書と会計報告書を提出します。審査委員会による報告書の審査が終了した翌月に支援決定金額をお振込みいたします。（精算（後）払い）

4.申請上の注意点

利益相反	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「利益相反（Conflict of Interest）に関する開示書について」をお読みいただき、「利益相反（Conflict of Interest）に関する開示書」をご提出ください。 2. 利益相反状態に該当しない場合でも必ずご提出ください。
インフォームド コンセント 研究倫理 委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヒトを対象とする医学系研究においては、ヘルシンキ宣言に基づき、ヒトを対象とする非医学系研究においてはヘルシンキ宣言の趣旨・精神を踏まえ、対象者の生命、身体的・精神的健康、人格等を保護し、研究者の倫理に反することがないように、研究を行ってください。念のため、研究内容に適する保険に加入しておくことをお勧めします。 2. ヒトへの臨床研究を行う場合は、対象者に対し研究目的・内容・方法・安全性等重要な事項について事前の説明を分かりやすく行い、その同意を書面にて取得してください（インフォームドコンセント）。 3. 申請書に、対象者の人数、インフォームドコンセント取得日または取得予定日を記入し、対象者へ渡す予定のインフォームドコンセントの書類を添付してください。 4. 申請書に、研究倫理委員会の承認を受けた日付もしくは受ける予定の日付を記入してください。
実施内容	<p>どのような方法で進めていくか①対象者、②材料、③施術方法、④評価方法、⑤スケジュールに分けてご記入ください。</p> <p>申請書の「8.研究目的」や「9.期待される結果」を踏まえた計画としてください。</p>

研究経費 (申請金額)	AEAJ への申請金額を記入してください。他団体・企業等から研究費の助成を受けている場合、または受ける予定がある場合、および自己資金の拠出がある場合は、その金額と使用目的を記入してください。	
	費目ごとの注意事項および支援対象外となるもの	
	備 品	【支援対象外】 電子計算機等（パソコン本体、ソフトウェアおよび周辺機器）。 ただし、研究内容を勘案し、AEAJ が特に認めた場合は支援対象とする。
	消 耗 品	精油、薬品、器具等その品名毎に記入する。
	国内旅費	1. 旅費は国内のみとする。 2. 予め目的地までの実費を調べ、必要な場合は宿泊費も記入すること。 3. 会計報告時、旅費支出者ごとに内容を記入すること。 【支援対象外】 学会参加費および学会参加費に伴う旅費・日当
	謝 金	1. 研究協力者および研究補助員等の謝金は、時給 1,200 円以内とする。また、明細には謝礼内容（資料収集、調査等）を記入すること。 ※研究協力者：部分的に研究に関与する者（トリートメント部分のみを担うアロマセラピスト等） ※研究補助員：データ入力等、研究に補助的に関与する者 2. 会計報告時、領収書にも謝礼内容を明記すること。 【支援対象外】 研究指導者および共同研究者への謝礼
そ の 他	1. コピー代は、その他の欄に記入すること。 2. 図書、資料費は常識的な額とし、その名称を明記すること。 【支援対象外】 1. 高額なコピー代・印刷費（別刷り代も含む出版費） 2. 建物等施設に関する経費 3. 研究中に発生した災害等の処理の為の経費 4. 研究に直接関係のない経費（飲食代等） 5. 論文投稿費、英文校閲費 6. 渉外費や会議費	

5. 支援金の交付について

機関経理の 場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大学に所属している研究者の申請の場合は、原則として研究代表者の所属する大学に振り込みを行います。 2. 本支援金を所属機関へ支払う間接経費に充当することはできません。事前に所属機関の経理担当者様へご相談の上、必ず学内で免除申請を行ってください。 3. 会計報告については、会計報告書、支出明細書（別紙 excel）、支払の根拠となる書類（支払決議書（支出契約決議書）もしくは未払金伝票）の3点を、研究期間内に提出してください。
個人経理の 場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究期間内に提出する会計報告書には領収書および購入した物品の詳細一覧（納品書、明細書等）を必ず添付してください。 2. 領収書の宛名は必ず【公益社団法人 日本アロマ環境協会】としてください。申請者名の領収書ではお支払いいたしかねます。 3. 領収書には申請代表者の押印をお願いします。 4. 審査委員会による審査が終了した翌月にお振込みいたします。

6.研究成果の公表

研究成果の 公表	<ol style="list-style-type: none">1. 研究の成果は、研究終了後 1 年以内に AEAJ の刊行物である『アロマセラピー学雑誌』（以下、『学雑誌』）へ「施術報告」として、または『学雑誌』以外の学術ジャーナル、または所属機関の紀要などへ投稿していただきます。2. 『学雑誌』は電子ジャーナルとして J-STAGE 上にて全文公開されます（紙媒体の発行は行いません）。3. <u>研究成果について、学術文献としての公表以前に学会などで口頭発表を行うことは、原則として認められません。</u>公表前に発表をする必要が生じた場合は、AEAJ 事務局まで必ずご相談ください。4. 『学雑誌』に掲載される論文の著作権は AEAJ に帰属するものとします。5. AEAJ 刊行物・公式サイトでの掲載ならびに AEAJ 主催のセミナー・シンポジウム等にて研究成果発表を依頼する場合は、これに同意していただきます。6. 研究終了後 1 年が経過後もはや研究の成果が公表できないことが明らかになった場合、交付した支援金の全部または一部の返還を請求することがあります。
-------------	---

7.その他

機密保持	申請内容の機密保持には十分に配慮いたします。
個人情報	<ol style="list-style-type: none">1. 申請者および研究構成員、協力者に関わる個人情報には以下の①、②の目的以外で利用することはありません。<ol style="list-style-type: none">① 本制度における審査、支援決定通知等、研究支援の管理およびその記録の保管・利用のため② 研究成果の AEAJ 刊行物・公式サイト等の掲載ならびに AEAJ 主催のセミナー・シンポジウム等での発表や外部の研究・公的機関への公表・掲載等、研究成果の公表・掲載および研究成果の保管・利用のため2. 本研究支援事業の応募にあたり、法令、告示、通知および所属機関等で定めた規程等に従い、承認・届出、確認等が必要な場合、所定の手続きを行ってください。

AEAJ について

AEAJ は内閣府に公益認定された、アロマセラピー関連で唯一の公益法人。植物の香りを用いた「アロマセラピー」を通じて人々の心身の健康に寄与することを目的に、アロマセラピーの普及・調査・研究などの活動を行っています。その一環として、アロマセラピー検定をはじめとした各種資格認定による、正しい知識と技能を持った人材育成に取り組んでいます。

また、自然の香りある豊かな環境（アロマ環境）を未来につなぐため、環境カオリスタ検定や香育など、自然環境の保全・創造にむけた取り組みも推進しています。

◆お問い合わせ先◆

公益社団法人 日本アロマ環境協会 (AEAJ) 研究開発課

E-mail : research@aromakankyo.or.jp

【8月16日まで】〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目5番20号 石塚八重洲ビル6階
TEL : 03-3548-3401 / FAX : 03-3548-3402

【8月19日から】〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番12号 S-FRONT 代々木 7階
TEL : 03-6384-2861 / FAX : 03-6384-2864